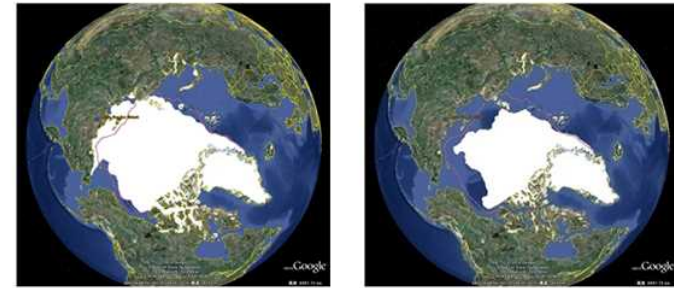


中央北極海無規制公海漁業防止協定

背景

- 中央北極海における氷の範囲の減少に伴い、漁獲が行われ得る水域が拡大。
→規制されていない漁獲により海洋生態系及び漁業資源への影響が懸念されること、中央北極海の公海部分全体の漁獲を規制する国際的枠組みが存在せず。
→同水域における規制されていない漁獲を防止する必要性が国際的に認識。
- 北極海沿岸5か国(米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク)に主要関心漁業国・機関(日本、中国、韓国、アイスランド、EU)を加えた全10か国・機関の間で2015年12月以降計7回の交渉が行われ、2018年10月に署名。

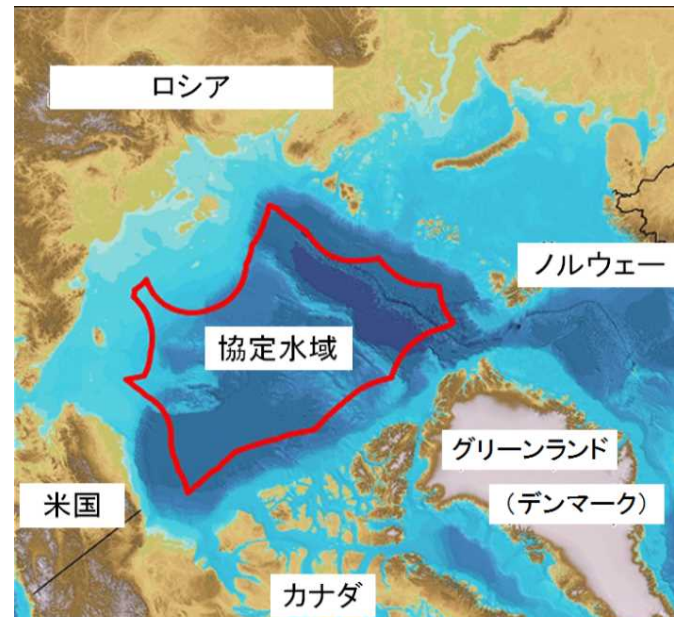


1979年9月(左)と2011年9月(右)の北極海の海水の様子
(出典:米コロラド大氷雪データセンター(National Ice and Snow Data Center: NISDC)/Google Earth)

主な内容

中央北極海の公海水域での規制されていない漁獲を防止するため、主に以下について定める。

- ◆ **暫定的保存管理措置【第3条】**
締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、保存管理措置に基づいてのみ、商業的漁獲及び試験的漁獲を許可。
- ◆ **科学的活動における協力【第4条】**
締約国は、科学的活動における協力を円滑にする。効力発生から二年以内に科学的調査・監視に関する共同計画を作成し、関連データ等を共有する。
- ◆ **更なる実施【第5条】**
締約国は、漁獲管理のための地域漁業管理機関等を設ける交渉を開始するかどうか等を検討する。



協定水域図(出典:協定寄託者(カナダ政府)HP)

早期締結の必要性

- 協定水域における日本の漁業機会を保全し確保する。
- 協定の早期発効に向け貢献する。(交渉参加全10か国・機関の締結により発効)